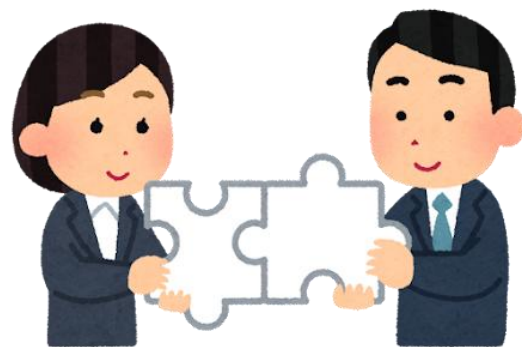


他者が有する**技術等※**を活用した
新製品開発や技術開発を補助します。

第2次

令和7年度

知財開発補助金



技術等※＝知的創造物（特許・実用新案）、営業上・技術上のノウハウや情報など

第2次募集期間

令和7年7月30日（水）～8月29日（金）

随時、審査会を開催し、採択の可否を決定します。
採択（交付決定）が予算額に達した時点で募集を終了します。

補助対象者

県内に補助事業を行う工場等を有する**ものづくり中小企業者等**

対象となる経費

○消耗品費 ○備品費 ○役務費 ○委託料
○賃借料 ○知財関連経費 ○その他

補助率と上限額

補助対象経費の2／3 上限 **150万円**

交付決定後に当該知的財産の権利者との書面による使用許諾（ライセンス）
契約の締結が必要です。交付申請時に内諾を得ておいてください。

申請方法や**補助の要件**など、当センターHP掲載の**募集要領**を必ずご確認ください。

<https://www.infosaga.or.jp/news/000252.php>

補助金に関するお問い合わせはお気軽に

公益財団法人佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター
技術振興課 担当:丸山、内田、清河

☎0952-34-4413 ✉chizaishien@mb.infosaga.or.jp

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114

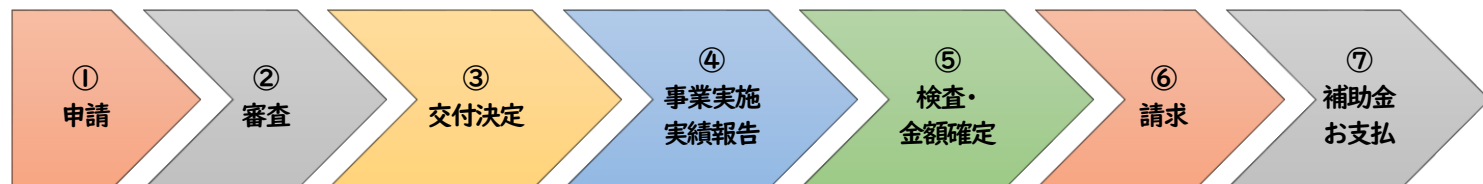
募集要領はこちらから



補助金を申し込む前に必ずお読みください！

- 補助金は中小企業者等の皆さまの**事業活動をサポート**するものです。
- 補助金の支払いは事業の実施を確認させていただいた後（**後払い**）となります。
- 申請の方法や**補助の要件**については**募集要領を必ずご確認ください**。

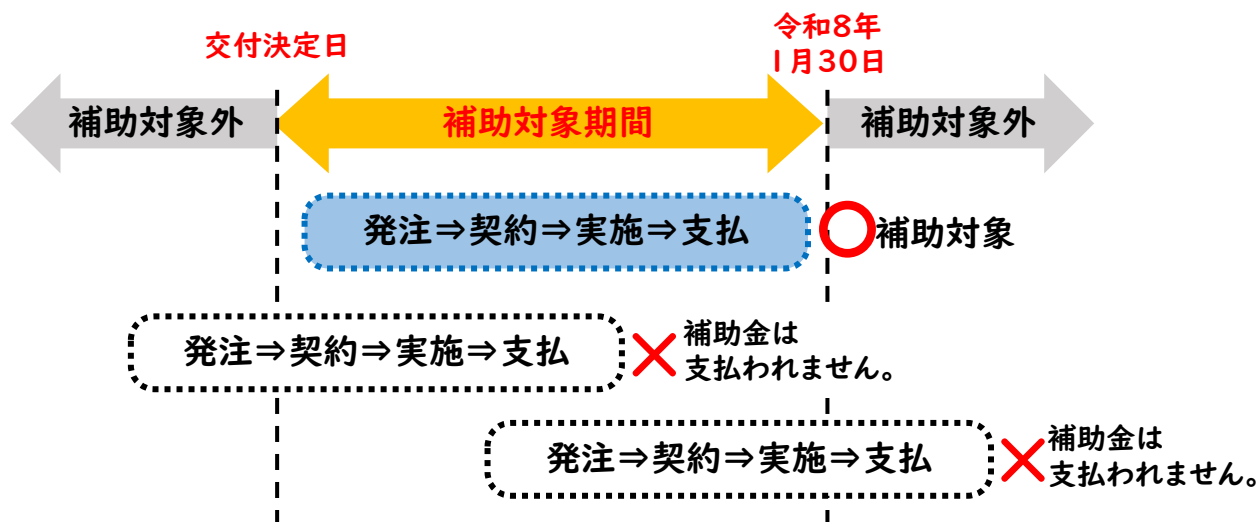
■ 補助金が支払われるまでの基本的な流れ



- ① 申請に必要な**書類をご提出**ください。
- ② 申請内容の**審査**を行います。
- ③ 審査を通過すると補助対象として採択し**交付決定を通知**します。
- ④ 補助対象となる**事業を実施**し、その**報告（実績報告）**をしていただきます。
- ⑤ 適正に事業と支払が行われたかを**検査**して**補助金の額の確定**をします。
- ⑥⑦ 確定した金額の**請求書をご提出**いただき、補助金をお**支払い**します。

■ 補助対象期間の考え方

- 補助金には、その対象となる期間（**補助対象期間**）があります。
- 発注・契約・実施（購入）・支払（決済）を**期間内で行う**必要があります。



補助金についての質問や相談は下記担当までお気軽に！

公益財団法人佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター
技術振興課 担当:丸山、内田、清河

☎ 0952-34-4413 📧 chizaishien@mb.infosaga.or.jp